

会議録

会議の名称	本庄市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	平成29年 5月10日(水) 午前 9時30分から 午前 10時45分まで
開催場所	本庄市役所5階 502会議室
出席者	(委員) 山口委員、巴委員、浅見委員、阿部委員、吉田委員、保岡委員、栗原委員 (事務局) 中山行政管理課長、三森課長補佐、大島主査、添島主任、吉田主任、高橋主事
欠席者	松本委員
議題(次第)	(1) 審議会の公開について (2) 本庄市情報公開・個人情報保護審議会規則の制定について(報告) (3) 本庄市個人情報保護条例及び本庄市情報公開条例の一部改正について(報告) (4) 平成28年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況(報告) (5) 市政情報閲覧コーナーの設置について(報告) (6) 個人情報の安全確保の措置について(報告)
配付資料	・次第 ・情報公開・個人情報保護審議会規則(案)(資料1) ・本庄市個人情報保護条例及び本庄市情報公開条例の一部改正について(資料2) ・平成28年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況(資料3) ・市政情報閲覧コーナーの設置について(資料4) ・個人情報の安全確保の措置について(資料5)
その他特記事項	
主管課	総務部行政管理課

会議の経過

発言者	発言内容・決定事項等
事務局 (中山課長)	定刻となりましたので、ただいまより、本庄市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。 本日は、公私共にお忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

様式

	<p>ざいます。</p> <p>本日、進行を務めさせていただきます、行政管理課長の中山と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>始めに、山口会長よりごあいさつをお願ひいたします。</p>
山口会長	(あいさつ)
事務局 (中山課長)	<p>続きまして、会議の成立についてご報告いたします。</p> <p>本審議会は委員の過半数の出席が必要となっておりますが、ただ今の出席は8名中7名（松本委員が欠席）でございます。よって定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、会議録につきまして、前回と同様に、全文筆記の形で作成し、市のホームページで公開する予定となっております。正確性を期すために録音させていただきますので、ご了承のほどお願ひいたします。</p> <p>次に、本日の資料の確認をさせていただきます。資料は、お手元に配布させていただいております。</p> <p>次第</p> <p>資料 1 情報公開・個人情報保護審議会規則（案）</p> <p>資料 2 本庄市個人情報保護条例及び本庄市情報公開条例の一部改正について</p> <p>資料 3 平成28年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況</p> <p>資料 4 市政情報閲覧コーナーの設置について</p> <p>資料 5 個人情報の安全確保の措置について</p> <p>の6種類となっております。</p> <p>不足等がございますか。</p> <p>続きまして、議事に入ります前に、恐れ入りますが保岡副会長に自己紹介を一言お願いしたいと思います。</p>
	<p>（保岡副会長の自己紹介）</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>なお、事務局の総務部行政管理課の職員にも異動がありましたので、改めて紹介させていただきます。</p> <p>行政管理係の吉田と申します。よろしくお願ひします。行政管理係の大島と申します。よろしくお願ひします。行政管理係の添島と申します。よろしくお願ひします。行政管理係の高橋と申します。よろしくお願ひします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>それでは、これより議事に入らせていただきます。この後の進行につきましては、山口会長にお任せをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
山口議長	それでは、議事に入ります前に、私は着座のままで議事を進めさせていた

様式

	<p>だきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>これより議事を進行させていただきます。</p> <p>それでは、まず議事（1）審議会の公開についてお諮りいたします。</p> <p>当審議会が行う調査審議の手續は、出席委員の過半数で非公開を議決したときを除き、公開することとなっております。</p> <p>本日の案件につきましては特に非公開にすべき事項はございません。委員の皆様、公開にご異議ございませんでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、ご異議がないということですので、本日の審議会は公開することといたします。</p> <p>次に事務局に確認ですが、本日の審議会の傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p>
事務局 (三森課長補佐)	傍聴希望者はおりません。
山口議長	<p>次に、本日、この審議会へ報告事項が5点ございます。</p> <p>議事2として、情報公開・個人情報保護審議会規則の制定について</p> <p>議事3として、本庄市個人情報保護条例及び本庄市情報公開条例の一部改正について</p> <p>議事4として、平成28年度 情報公開・個人情報保護制度の実施状況</p> <p>議事5として、市政情報閲覧コーナーの設置について</p> <p>議事6として、個人情報の安全確保の措置について</p> <p>以上5点について、事務局から順次説明をお願いします。</p> <p>なお、質疑につきましては、議事ごとに行いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、事務局よりお願ひいたします。</p>
事務局 (三森課長補佐)	<p>事務局の方から説明させていただきます。座ったままでご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議事の2つ目でございますが、本日、お配りいたしました資料1「本庄市情報公開・個人情報保護審議会規則（案）」により、ご説明させていただきます。</p> <p>審議会規則を制定する背景でございますが、現在、市長の附属機関であります当審議会を含む各審議会につきまして、その設置につきましては条例で規定しておりますが、会議の公開等、その運営については会議に諮るなどにより、それぞれが決めている状況になっております。</p> <p>これまで、会議録の様式について統一を図ってきておりますが、会議の事前公表、会議録の公表等につきましても、会議録の様式と同様に全庁的に統</p>

様式

	<p>一し、情報提供の充実を図るため、審議会規則を制定するものでございます。</p> <p>本審議会の審議会規則案につきまして、資料1の1ページをご覧ください。</p> <p>第1条で趣旨、第2条で会議の公開、第3条で会議の開催の事前公表、第4条で会議の傍聴等、第5条で会議録等の公表、第6条で庶務、第7条で委任、以上の7条で規定するものとなっております。</p> <p>この審議会規則の制定により具体的に規定される主な点をご紹介いたしますと、まず、第3条で審議会の開催を、開催日の7日前までに市のホームページで公表する規定がございます。</p> <p>また、第5条で会議録につきまして、市のホームページで公表することを規定するものでございます。</p> <p>このような審議会規則につきまして、市として統一性をもって定めるため、資料1の2ページにありますが、行政管理課で標準例を示した上で各審議会の所管課で規則の制定を行ってまいります。</p> <p>なお、会議の傍聴方法につきましては、資料1の3ページにあります本庄市審議会等傍聴規則がすでに定められており、すでに統一が図られております。</p> <p>本日、当審議会規則案につきご報告させていただき、今後速やかに規則の制定を行いたいと考えております。説明の方は以上でございます。</p>
山口議長	ご苦労さまでした。 ただいまの報告に対して、何かご質問はございますか。
栗原委員	今回、本審議会として規則案が示されておりますが、本庄市全体として審議会運営について統一的な基準を設けて、標準例に従って各審議会で公開の何日前などの個別事項は決定していると受け止めましたが、これまでにこの標準例に沿った審議会の運営が決定されているのでしょうか。というのは、ホームページ等で審議会の開催について案内することとなっているにも関わらず、審議会の開催についてホームページに記載されなかった例がありますが、市が決めても各審議会の担当者が失念してしまえばそれまでであり、そういう事に関して、審議会の運営ルールの所管はどこがしているのでしょうか。この席で確認させていただければと思います。
事務局 (三森課長補佐)	現在のところ審議会規則について個別に制定されているものは3件でございます。 審議会の設置については、企画課が所管となります。
栗原委員	個別事項は、情報公開・個人情報審議会については行政管理課であり、その他の審議会についてはそれぞれの所管課があると思いますが、本庄市としてこう運営すると決めたものについて、所管課がルール通り行っているかに関しては、答弁いただいた企画課がその責を負っていると理解してよろしいのでしょうか。

様 式

山口議長	事務局どうでしょうか。いずれにしても企画課を通して行うということですかね。
事務局 (三森課長補佐)	企画課が所管であるというのは、新たに審議会をつくる際には必ず企画課を通します。
栗原委員	<p>それについては理解できますが、本庄市の場合、色々なルールを決めているが、決めた通りにきちんと処理しているのかについてどこが責任を持つのでしょうか。「〇〇審議会」「〇〇委員会」と名の付いた時に、各審議会が決めた規則等がその通り履行しているのかについて、誰が指導するのか、責任の明確性がなく、各部署に任せてありますということだと温度差があって非常にわかりにくいです。すでに本庄市の総合振興計画審議会についてもホームページで公開すると言いながら、その日時を公開しなかった例があります。こういう問題を誰が責任を持って説明、市としての問題と捉えているのか。決めて守っていないのだと守っているのかどうかも市民から見たらわからない。守るべきなのかもわからない。ここで言う問題なのはちょっとわかりませんけれども、情報公開という観点からすれば、審議会等がいつ開かれますというのをきちんと情報公開してほしい。その統一的な責任部署はどこなのだろうか。そういう統一性を本庄市は持っているのだろうか。情報公開という観点の中で問い合わせしている次第です。</p> <p>今回答えられなくても結構です。次回やる際に、本庄市としてそういう問題をどう捉えているのかを説明していただきたいと思います。決まっていない場合には、そういう部分を決めていただきたいと思います。今日に至るまでに条文等を見ながら感じたところです。</p> <p>本審議会においては、7日前までにホームページに公表するとしているので、次回からはそうなると思いますが、「7日」が統一的なものでしたらわかりやすいですが、審議会によっては1か月前ですとか、5日前ですとか。この「7日」も、自分の考えからすると、notice（告知）が遅いのではないかと思います。案なので、皆さんの意見を聴かないといけないのですが、自分としては、7日前よりも少し早い告知期間が必要なのではないかと考えております。7日前というのは、この場で委員の皆さんの意見を聴いて審議して徹底していただければと思います。</p>
山口議長	<p>栗原委員よりルール等質問がございましたが、今後の課題の部分もありますので、今日のところは今出ました開催の周知の問題について、何人の方に意見を聴きたいと思います。また、一言言えるのは、この審議会がただの事業消化のための審議会で何もしないで終了してしまう、決してそんなことないようにやるわけでございますから、私も頑張ってやらせていただきます。</p> <p>それでは、栗原委員の質問の1つであります会議の開催の日にちの周知についてですが、他にどなたかご意見はありますでしょうか。</p>

様式

阿部委員	案ということで示されているのですが、公布の日はいつを予定しているのでしょうか。また、栗原委員から話が出ましたが、開催の事前公表で7日という話がありましたが、緊急に開催した際にはどうするのでしょうか。この雛形（標準例）には入っているのですが、規則案には入っていないので。その辺の対応については、事務局はどう考えているのでしょうか。
山口議長	今挙がっている質問について処理をしたいと思いますので、他にどなたかないようでしたら、栗原委員と阿部委員の質問に対するご説明をよろしくお願いします。
事務局 (大島主査)	はい。まず、緊急の場合のことについては、情報公開・個人情報保護審議会は、そこまで緊急性のある議題を取り扱うことは少ないと考えておりますので、必ず事前に公表をするということで、ただし書の部分（緊急の場合の規定）については、規定しておりません。公布予定につきましては、審議会終了後、もう一度規則の内容を確認し、決裁後に公布したいと考えております。早ければ5月末が公布予定と考えております。
栗原委員	<p>この会議が終わった後、今申し上げた件を検討しますとのことでしたが、この審議会だけでなく、他の審議会については、1、2年後に開催される等開催時期がわからない審議会もあり、それについて所管課はわかっていると思いますので、公開日時を庁内で話をして整合性のあるもの、統一性のあるものとすることが出来るのではないかでしょうか。出来ない場合には個別対応でやむを得ないと思います。</p> <p>もう一点、阿部委員からありましたがあんないに関わらず、想定し得るものは、規則等では盛り込んでおくべきではないでしょうか。また、「緊急時の対応は、別途個別に通知するものとする」など、どうするのかについてもわかっていないと、規則という類では不条理ではないでしょうか。本庄市全体としては緊急である場合があり得ると思いますので、審議会の設置は企画課が所管しているのであれば、企画課と調整して標準例の中に本来は盛り込んでおくべきではないか、盛り込むべき最低必要事項が盛り込まれていないのではないかと感じております。</p>
山口議長	続いて、阿部委員お願いします。
阿部委員	先ほどもましたが、緊急時があった場合はどうするのでしょうか。規則上、7日前までに事前に開催日時を公表しなければ審議会が開けないと限定してしまうわけです。これを守っていくと緊急事態には対応ができないわけです。緊急に対応するようにつくるのが条例、規則であると思います。そのために、緊急事態の対応の仕方について規定をしなくて良いのだろうかと思うわけでございます。その辺については、事務局で検討していただいた方が良いのではないかと思います。
山口議長	はい。わかりました。事務局に申し上げます。先ほどの事務局の答弁では、緊急性については想定していないということでしたが、再度お聞きします

様式

	が、その辺についてどうでしょうか。他市の状況も含め、緊急性がない理由について、わかっているものがあれば回答いただき、緊急性について盛り込む場合には、企画課とよく相談をしながら決めていく方が良いと思います。
阿部委員	いずれにしても緊急対応性について盛り込んでおいても支障があるわけではないので、盤石を期すために条例・規則を制定するわけであり、盛り込んでおいても支障はないと思います。
栗原委員	基本的には、阿部委員の考え方と同じですが、規則はある程度網羅性を持っているべきであり、条例に始まり、規則、マニュアルについては、それを取り扱う側の心構えを示していると感じますので、条例・規則についてきちんと整備をしていただければと思います。
事務局 (大島主査)	事務局としましては、事前公表することによって、傍聴者の傍聴の権利を守るという観点であるので、緊急事案があれば規則に入れて知らしめる必要があると思いますが、この審議会の所掌事務は、情報公開・個人情報保護制度の運営に関する事務、実施機関から審議会に意見を聴く場合に開催され、これに関してはそこまでの緊急性はないと考えております。そのため、7日前までであればお知らせすることが出来ると考えております。また、今後の審議会の開催についても、7日前よりも前にお知らせをし、委員さんへの案内後すぐにホームページにアップする予定であり、7日前というのは、最低ここまでには公表するということあります。
栗原委員	そうですね。標準例には、緊急性についてのただし書きがありますよね。
事務局 (大島主査)	審議会によっては、緊急に開催する場合があり、その場合には傍聴できないこともあるということをお知らせしていると考えております。
栗原委員	今の第3条の規定を法律的に解釈すると、公表することが開催の条件ではなく、7日前まで公表されなければ開催できないとは受け止められないですね。もしそういう意図があるならば、そういう表現にしないとですよね。
保岡副会長	<p>第3条の公表が審議会の開催要件なのかという話で、規則のレベルですでの、そこまでは要件になつてないと市は捉えていますよね。傍聴の方の権利を確保するように、規則に規定をしたが、公表をしなければ審議会を開催できないというわけではなく、主眼は、第2条の原則公開で、傍聴者がいれば妨げないことであり、規則のレベルとしては、規定を設けなくても差支えないのかなと思います。また、7日前についてですが、実務的には可能な限りもっと前に公表すると思いますが、色々な差し障りがあり7日前になる場合もあるが、それでも7日間は確保するということが、規則で日数を定めた意味であると理解しています。</p> <p>第6条で「審議会の庶務は、行政管理課で処理する」とありますが、走り出す前までは企画課が行うが、いったん走り出した後は行政管理課で扱うと。この場合の庶務という中に、第3条、第5条のホームページによる公表が当然入るわけですね。走り出した後は、統一的にどこが管理するのかに</p>

様式

	については調べていただくのですが、実務上は行政管理課で行うというわけですね。
事務局 (三森課長補佐)	庶務につきましては、すべての審議会の庶務を行政管理課で行っているわけではなく、この審議会の事務については、行政管理課となっております。
保岡副会長	どこに聞いたらいいかわからないということは、少なくともこの審議会に関してはないということですね。
山口議長	皆さんからご意見いただきましたが、今のところは、調整中ですので、この状態で動き出すのも良いのではないかと思いますが、どうでしょうか。
栗原委員	ここに出席している方はこの規則に規定していることを汲み取れると思いますが、規則は市の例規集に織り込まれるという前提ですので、これまで議論している補完的な部分がこれで十分かどうか。この審議会だけではなく、規則を定める時に丁寧な補足的なものまで織り込んだ方がより良い審議会規則となり、市民の方にもわかりやすいのかなと思います。このままでダメだというわけではないですが、そういったことを踏まえて、企画課等と調整の上で決めていただきたいと思います。
山口議長	かっちり決めるというわけではなく、当審議会については、まずは、このままの状態でいくのも1つの案かなと思いますが、どうでしょうか。 (結構ですの声) まだ審議しなければいけない事項がありますので、質問等がないようでしたらここまでとし、適宜、一部改正として対応していただければと思います。よろしいでしょうか。
阿部委員	市全体で審議会の規則を制定するとすれば、全局的に統一的な考えをまとめてもらえればと思います。
山口議長	そういう事を事務局については念頭に、まずはこのまま進めていただければと思います。では、この議事につきましては、終了させていただきたいと思います。 続きまして、事務局の方からお願いします。
事務局 (三森課長補佐)	はい。議事の3つ目ですが、本日お配りいたしました資料2「本庄市個人情報保護条例及び本庄市情報公開条例の一部改正について」、ご説明させていただきます。 今回の条例改正につきましては、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法等の改正を踏まえて行うもので、今月29日から開会されます6月定例会に提案させていただくため、現在最終調整を行っているものでございます。本日はその調整案の概要によりご報告させていただきます。 まず、個人情報保護条例の主な改正箇所についてご説明いたします。 個人情報の定義につきまして、これまで個人情報保護条例第2条で「氏名、

様式

	<p>生年月日等により特定の個人を識別できるものを個人情報」と定義しておりますが、この規定について、個人情報保護法と同様に、個人情報の定義の明確化のため、「個人識別符号」の規定を加えるものです。</p> <p>この「個人識別符号」は、具体的には、遺伝子データ、顔認証データ、運転免許証番号などが該当いたします。</p> <p>この他、「思想等に関する個人情報等」を「要配慮個人情報」とする等、細かい文言の整理を併せて行うものでございます。</p> <p>なお、この改正により、改正前と改正後で取扱いが変わるものではございません。個人情報保護法改正の背景であります、個人情報保護法が全面施行された平成17年から10年余りが経過し、個人情報に該当するかどうかの判断が困難な、いわゆる「グレーゾーン」が拡大していることを踏まえ、あくまでも、定義の明確化を図ったものです。</p> <p>以上が個人情報保護条例の主な改正内容になります。</p> <p>次に、情報公開条例の主な改正箇所についてご説明いたします。</p> <p>こちらにつきましても、個人情報保護法の改正、及び個人情報保護法改正と同時に改正されます、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正を踏まえ、定義の明確化を図るための改正でございます。</p> <p>内容は、非公開情報となる個人に関する情報に電磁的記録に記録されたものが含まれる旨を追加するものと、細かい文言の整理を併せて行うものです。</p> <p>こちらの条例改正も、改正前と改正後で取扱いが変わるものではなく、法改正と同様に、あくまでも、定義の明確化を図ったものでございます。</p> <p>以上が情報公開条例の主な改正内容になります。</p> <p>この2つの条例改正の施行日につきましては、公布日を予定しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山口議長	ご苦労様でした。それでは、議事3につきまして、質問等ありましたら挙手をお願いします。
阿部委員	事務局から説明がありましたら、資料2の目的であるように、上位法である法の改正に伴う条例改正ですので、このままで良いのではないかと思います。
山口議長	ありがとうございます。他にどなたか質問等ありますでしょうか。
栗原委員	阿部委員がおっしゃられたように、上位法の改正に伴うものですが、上位法で定義を明確にしているケースが多く、条例となると上位法で規定しているからといって省いてしまう部分が場合によって見受けられます。 例えば、資料2の3(1)の本庄市個人情報保護条例の一部改正のところで、「個人識別符号の例」として挙げていますが、条例の中では、個人識別符号をどう明示しているのでしょうか。

様式

	<p>また、同じく「要配慮個人情報」は、非常に抽象的な表現になっていますが、これが条例・規則・細則で定義が明確になっているのでしょうか。あるいは、明確にされていないのであれば、国の法律第何号に規定する要配慮個人情報あるいは個人識別符号という規定がないと、規則等としては不十分ではないかと思います。条例を見る人が、国の法律まで読み解く人は少ないでしょうし、国の法律では、個人識別符号が定義されていると思います。その点についてはどうでしょうか。</p>
山口議長	それでは、事務局の方、いかがでしょうか。
事務局 (添島主任)	個人識別符号、要配慮個人情報につきまして、まずは条例でこういうものがあるという事を定めますが、規則で例を挙げる形で規定しますので、法を参照するということもなく、条例、規則を見ていただければわかるようにする予定でございます。
栗原委員	わかりました。
山口議長	<p>他に質問、ご意見等ないようでしたら、このままということで議事は終結させていただきます。</p> <p>続きまして、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局 (三森課長補佐)	<p>続きまして、議事の4つ目でございます。資料3「平成28年度 情報公開の実施状況・個人情報保護制度の実施状況」につきましてご報告させていただきます。</p> <p>まず情報公開制度の実施状況からご説明させていただきます。資料3の1ページの上段、受付件数欄の左側にございます「請求」欄をご覧ください。</p> <p>平成28年度中、市長をはじめすべての実施機関に対して合計39件の情報公開請求がございました。</p> <p>公開請求に対する決定内容等といたしましては、全部公開が58件、部分公開が50件、非公開が1件、不存在が2件、存否応答拒否が0件、取下げが5件、合計116件となっております。</p> <p>なお、1件の請求で複数の公文書を対象とした決定が行われたものがあるため、決定内容等の件数が請求受付件数よりも多くなっております。</p> <p>続きまして、請求欄の右側にございます「申出」につきましてご説明いたします。この申出という手続きでございますが、情報公開請求により、すでに公開決定等された公文書の公開と、合併前の旧本庄市及び旧児玉町から承継された公文書の公開が対象となるものでございます。こちらにつきましては、情報公開請求ではなく申出という形で公開する制度でございまして、合計「4件」の申出がございました。</p> <p>申出の主な内容についてでございますが、政務活動費に関するものの件数が多くございました。</p> <p>2ページに移りまして、1番の情報公開内容の種類別件数についてでございますが、各種契約に関する文書、工事設計に関する文書の公開件数が多く</p>

様式

	<p>ございました。</p> <p>2番の部分公開、非公開理由の内訳件数でございますが、法人等に関する情報が一番多く、次いで個人に関する情報となっております。</p> <p>3番の不服申立ての状況ですが、平成28年度に部分公開、非公開決定に対する審査請求はございませんでした。</p> <p>次に個人情報保護制度の実施状況でございます。1ページにお戻りいただきまして、1ページの下段でございます。</p> <p>昨年度は合計20件の請求がございました。決定内容等といたしましては、全部開示が4件、部分開示が15件、不开示が0件、不存在が2件、存否応答拒否が0件、取下げが0件、合計21件となっております。</p> <p>こちらも決定内容等の件数が請求受付件数よりも多くなっておりますのは、情報公開と同様の理由でございます。</p> <p>なお、個人情報の訂正、削除及び利用・提供の停止に関する請求はございませんでした。</p> <p>3ページに移りまして、4番の個人情報開示内容の種類別件数についてでございますが、身体障害や精神障害の診断書・意見書の件数が多くございました。</p> <p>5番の部分開示、不开示理由の内訳件数でございますが、個人に関する情報が一番多く、他は文書不存在となっております。</p> <p>6番の不服申立ての状況ですが、平成28年度に部分開示、不开示決定に対する審査請求はありませんでした。</p> <p>4ページに移りまして、7番の情報公開・個人情報保護審議会の開催状況でございますが、平成28年度中に1回開催しております。内容につきましては4ページの表のとおりでございます。</p> <p>8番の行政不服審査会の開催状況でございますが、平成28年度中に1回開催しております。内容につきましては、4ページの表のとおりでございます。</p> <p>5ページ以降に添付しておりますのは、平成28年度に行いました公開済みの公文書一覧でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
山口議長	それでは、質問等ありますでしょうか。挙手でお願いいたします。
栗原委員	特に個別の内容ではないのですが、平成28年度公開済公文書一覧の表は、請求されて公開したものか、本庄市が資料として提供できるものとの文書一覧なのか、どういうものが掲載されているのでしょうか。 また、本庄市として、情報公開請求に依らずに単に公開文書として、来庁すれば見ることが出来る文書は整備されているのでしょうか。これが情報公開の一番の根本であると思います。全庁的な統一性について、どういうふうに文書の統一化が図られているのかは、この一覧がないとわからないので、

様式

	教えていただければと思います。
山口議長	事務局の方からお願ひします。
事務局 (三森課長補佐)	資料3についております公開済公文書一覧につきましては、公開請求がされたものの一覧でございます。
栗原委員	一覧の中身は、わかりました。文書の名称等細かく書いていただいているので、引き続き年度ごとにどんなものが請求されているかをまとめていただければと思います。先ほど言った情報公開請求に依らずに単に公開している資料について、全庁的に検討してもらいたいと思います。それは、情報公開の所管である行政管理課が行うものか、全庁的な調整として企画課が行うものか、役所内の役割、権限がわかりませんが、1部署でというわけではなく、全庁的にこの文書は情報公開でなくとも資料提供ができるもの、予算書や決算書など、そういう一覧表がないと、情報公開請求しないと公開されない文書と情報提供の差がつかめないです。
山口議長	事務局の方はいかがですか。
事務局 (三森課長補佐)	栗原委員からのご指摘あります一覧について、行政管理課において、行政資料等一覧表を作成しており、こちらに載っている文書については、情報公開請求に依らずに各課情報提供ができる資料ということで一覧表を整備してございまして、ホームページの方にも一覧表を載せております。
栗原委員	ホームページの組織のところから見れば、見ることができるのでしょうか。
事務局 (三森課長補佐)	はい。また、毎年各課に依頼をかけまして表の更新も行っており、充実するように努めています。
栗原委員	ありがとうございます。一度見てみます。
山口議長	質疑等ないようでしたら議事を終結させていただきます。 続きまして、議事（5）となります。事務局の方から説明お願ひします。
事務局 (三森課長補佐)	はい。続きまして、議事の5つ目ですが、本日、お配りいたしました、資料4 市政情報閲覧コーナーの設置について、ご説明させていただきます。資料の説明の前にまず、市政情報の閲覧の現状についてご説明いたします。 市政情報につきましては、これまでもこの庁舎4階に「市政情報閲覧室」がございまして、市政情報の閲覧、情報提供に努めております。 しかしながら、市民の皆様の利用につきましては、ほとんど無い状況で、主な利用実態といしましては、情報公開請求時の閲覧場所や職員が業務上において調べものをする等となっております。 昨年度1年間かけて、近隣自治体の状況を確認しながら市政情報の充実を検討しつつ、閲覧室にある資料の整理、新たな収集を行いました。 検討の結果、市政に関する情報を市民の皆様により積極的に提供するため、4階の市政情報閲覧室だけでなく、今年度4月3日からこの庁舎1階の市民ロビーに市政情報閲覧コーナーを設置したるものでございます。

様式

	<p>このコーナーの今後の運用につきましては、現在、市民ロビーが様々なイベントで利用されていること、また、書棚の位置、容量や形状による制限、椅子やコピー機の設置場所等、様々な状況からまだ確定したものではございません。また、4階の閲覧室につきましても、まだ整理を継続して行っております。</p> <p>このような状態ではありますが、今年度から、この1階のコーナーと4階の閲覧室の両方で、情報提供の充実を図り、よりよい運用となるよう整理・検討を続けてまいりたいと考えております。</p> <p>本日、お配りいたしました資料4は現在、このコーナーに置いてあります市政情報閲覧コーナーの文書一覧でございます。</p> <p>1ページから3ページまでが課ごとにまとめたもの、4ページから6ページまでが種別ごとにまとめたものになっております。</p> <p>以上でございます。</p>
山口議長	ご苦労様です。この件につきまして、質疑等ありましたら挙手をお願いします。
事務局 (三森課長補佐)	事務局から補足させていただきます。コーナーの場所ですが、市民ロビーを入っていただいて右手にコピー機がありまして、コピー機の隣にピアノが置いてあります。そのピアノの奥にありますので、見えづらいかもしれません、今のところはそこに設置しております。
栗原委員	<p>ありがとうございます。行政管理課で近隣市町村の状況を見て、比較的目が行き届く場所に、一部ではあると思いますが、市が持っている文書の中中枢的なものがそこに置かれるようになったというのは非常に良かったと思っております。スペースの問題等もあると思いますが、なるべくこういったものが活用しやすいような環境を今後も隨時見直してもらい、親しまれる行政、情報公開として動いていただければと思います。</p> <p>その中で、個別の文書というのはその性格が違うので一概には言えないですが、1つお願いしたいことがございます。こういった文書の中には誤字、脱漏はないと思います。あるいは、ホームページに公開されている文書についても誤字、脱漏はないと思いますが、市が組織的に出す文書でございますので、誤字、脱漏については十分推敲した上で出していただきたいと思います。</p> <p>これまでに、何箇所か指摘をしておりましたが、市民から指摘されて訂正するのでは、本来の市の職責が果たされていないのではないかと思います。誤字、脱漏は単に形式的な面であります、自分たちで直してほしいなと、市としての文書ですから、個人が書いた文書ではないという事を職員に自覚を持っていただき、その文書を管轄している責任部署の長の方にはもつと自覚を持っていただきたいと思います。</p>

様式

	<p>また、資料を読みますと、本庄市情報公開・個人情報保護審査会が継続で開かれていたのはわかりますが、ホームページで見た限りでは、審査会の会議録が、あれでは趣旨が伝わっていないのではないかと思います。会議録を開示するという上では、当事者でなくとも少なくとも概要がわかるように、原告が市民なので市民がどういう意見であるのか、市はどういう意見を言ったのか、それに対して審査会はどういう採点をしたのか、この3つは最低織り込んでほしい。そうでないと、何のための会議録なのかと感じております。これが本来の情報公開の在り方でなかろうかと思います。出しておけばよいのではなく、出したものの質が問われるのではないかと思っております。</p> <p>これは今後の課題として、ホームページや文書で見た際に、誤字、脱漏があった場合、どこが責任を負うのでしょうか。一見してわかるような稚拙なミスも見受けられるので、市の仕事としてどうなのでしょうかと、情報公開に絡めて苦言を呈しておきたいと思います。それは他の市と比べても恥ずかしいものですから、行政の中で自ら訂正できる体制をどこかがやってほしいと思います。これは、苦言・提言の類でありますので、ここで決めるものではありませんが。</p>
山口議長	<p>この件につきましては、中身をよく精査していただきて、うまく活用できる方法でぜひやっていただきたいと思います。</p> <p>他にどなたかございますか。ないようございましたら、質疑を終結させていただきます。</p> <p>それでは、引き続き、事務局の方からお願いします。</p>
事務局 (三森課長補佐)	<p>続きまして、議事の6つ目になります。資料5「個人情報の安全確保の措置について」ご報告させていただきます。</p> <p>今回の報告につきましては、28年度、メール誤送信により個人情報である氏名及びメールアドレスの漏えい事故が発生したことが原因となっております。</p> <p>事故の概要といたしましては、複数名の方にメールを送る際、本来であればBCC欄にメールアドレスを入力し送信すべきものを、すべて宛先欄に入力して送信したため、メールの受信者に市が送信した他の方の氏名とメールアドレスが表示されたというものです。</p> <p>また、このような事故発生時には、事故の概要、対応について速やかに報告を組織的に行う体制となっております。しかし、事故を起こした所管課内だけで情報がとどまってしまい、メール受信者からの指摘で初めて、組織的に把握できた状態となったものでございます。</p> <p>この事故に対する組織的な対応と技術的な要因について見直しを行った結果、組織的及び技術的に安全確保の措置の強化を図りましたので、本市の個人情報の安全確保措置に関する規定も含め、委員の皆様にご報告するものでございます。</p>

<p>本市の個人情報の安全確保の措置は、「個人情報保護条例」及び「情報セキュリティポリシー」により、一体的に推進を図っております。</p> <p>資料5の1ページから、主な規定をご説明いたします。</p> <p>まず、個人情報保護条例では、第2条で、個人情報保護制度を実施する機関を定め、第7条で、実施機関が個人情報の安全確保の措置を講じること及び個人情報保護管理者を設置することを定めております。</p> <p>なお、この個人情報保護管理者につきましては、個人情報保護条例施行規則第4条で各課長と規定してございます。</p> <p>また、第8条では、個人情報を取り扱う職員等に対して、適正な取扱いを義務付けることを定めています。</p> <p>次に、資料5の2ページ、情報セキュリティポリシーについてですが、このポリシーは、情報セキュリティ基本方針と情報セキュリティ対策基準により構成されております。</p> <p>情報セキュリティ基本方針では、情報セキュリティに関する統一的かつ基本的な取り組みを規定しており、主に、用語の定義、対象とする脅威、情報資産の範囲、職員等の遵守義務、情報セキュリティ対策等を規定しております。</p> <p>また、情報セキュリティ対策基準では、情報セキュリティを確保するために遵守すべき事項及び判断等の基準を規定しており、組織体制、物理的、人的、技術的セキュリティの詳細、運用等を規定しております。</p> <p>このように、個人情報保護条例及びセキュリティポリシーにより、物理的、人的、技術的対策を講じ、事故の発生を防止するとともに、万が一の事故発生時に迅速に対応が出来るよう報告体制等を規定しております。</p> <p>次に、資料5の3ページをご覧ください。先ほどご説明いたしました情報セキュリティポリシーにおいて報告体制は出来ておりますが、昨年度の事故発生時には報告等の対応が適切に行われていなかったため、平成29年1月27日に行政管理課長と情報システム課長の連名で、全職員に対して周知を図ったものでございます。</p> <p>個人情報保護条例、セキュリティポリシー共に所管課長が責任者と位置付けられており、所管課の業務上のミスに組織として対応するよう改めて図示したものでございます。</p> <p>次に、資料5の4ページをご覧ください。メール送信時におけるメールソフトを改良し、府外の複数の相手へのメール送信にあたっては、平成29年2月15日より、強制的にBCCとなるようにいたしました。これによりまして、昨年度と同様なメール誤送信は技術的にも発生しなくなったものであります。</p> <p>個人情報の安全確保は非常に重要なものと考えておりますので、引き続き、その取扱いについては細心の注意を払っていきたいと考えております。</p>
--

様式

	以上でございます。
山口議長	ご苦労様です。質疑等ありましたら、挙手をお願いします。 これについては、これで絶対に保護できるというものでもございませんので、今後のためにこういうものを作成したということでよろしいのではないでしょうか。どなたか他にありますか。
巴委員	この件については、庁内というよりもソフト会社に関連しており、他の市町村も使っているものですよね。今回は自分たちがミスをしたというのもあると思いますが、私が心配しているのは、本庄市への外部からの脅威、漏えい、ハッカーの侵入等も起こり得る可能性が高いものですから、契約しているソフト会社からの情報提供、情報交換をして、また、それが出来る業者をきちんと選定していくことが良いのではないかと思います。以上です。
栗原委員	巴委員が言われたように、少なくとも内部から漏えいするのはもってのほか、本庄市が持っている個人情報について、外部からのハッキング等はペンタゴンでも起こっていることなので、ある程度の予防措置は取るように、業者とよく検討していただいて、外部からのハッキングから市民の個人情報を漏えいしないように、最新の情報を入手して対策を講じていただければと思います。 また、民間においても、BCCについては、気を使ってメールを出していると思いますが、今回の漏えい事故を契機に皆さんに認識を持っていただき、電子メールの怖さ、電磁データ保管の怖さに注意を払っていただけたらと思います。
山口議長	今の意見等を頭に入れていただき、対策を密に出来るように事務局にはお願いしたいところであります。これについてはよろしいでしょうか。 それでは、質疑等は終結させていただきます。事務局は他にはないですか。
事務局 (三森課長補佐)	はい。
山口議長	それでは、これをもちまして本日の議事を終了させていただきます。 議事進行に際しましては、皆様のご協力をいただきましたことに感謝申し上げまして、本日の議長の任を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局 (中山課長)	委員の皆様には熱心にご審議をいただき、ありがとうございました。 なお、現時点において審議会への諮問案件、報告事項はございませんが、次回、開催する際には、開催のご連絡について、開催日の概ね1か月前に行いますので、よろしくお願ひいたします。 それでは、閉会を保岡副会長からお願ひいたします。
保岡副会長	それでは、以上をもちまして、本庄市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。お忙しい中、ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。

様式

平成29年7月18日

本庄市情報公開・個人情報保護審議会 会長

山口一重